

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 福岡市・北九州市	1
-------------	---

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (16) 名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる地方公共団体が認定した対象に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。

#### ① 福岡市【令和2年9月より実施予定】

（対象）

ア) 福岡市企業立地促進条例の規定による支援措置を受けている企業のうち、以下に掲げるいずれかの対象分野等に該当する企業

- a) 知識創造型産業
- b) 健康・医療・福祉関連産業
- c) 環境・エネルギー関連産業
- d) グローバルビジネス
- e) 物流関連業
- f) 都市型工業
- g) 本社機能

イ) 福岡市グリーンアジア国際戦略総合特区の推進に関する条例の規定に基づきグリーンアジア国際戦略総合特区内に設置される福岡市グリーンアジア特定国際戦略事業のための施設等に係る固定資産税及び都市計画税の免除を受けている企業

ウ) 福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業補助金交付要綱に基づき補助金の交付を受けている企業

#### ② 略